

## [事案 2021-272] 転換契約無効請求

・令和4年8月1日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、分割転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成6年7月に契約した定期保険特約付終身保険について、令和2年12月に分割転換を行ったが、以下等の理由により、分割転換を無効として分割前契約に復旧してほしい。

- (1) 分割転換手続を行うか決める前に、募集人がタブレットを取り出して、名前を書いてくださいと言われ署名させられた。
- (2) 自分の意向を確認せず、一方的な提案をされた。
- (3) 分割転換と称して行われた本手続は、実際は分割前契約の一部解約であった。
- (4) 分割前契約の特約年払保険料について、未経過保険料の返金がなされていない。
- (5) 本件分割転換手続の転換価格について、保険会社は、「転換価格＝責任準備金＝解約返戻金」と回答するが、生命保険数理上、考えられない公式であり納得できない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、自分でタブレット端末を操作し、申込内容を確認して署名している。
- (2) 募集人は、申立人の意向把握をしたうえで設計書による提案をしており、また、申込内容が意向に沿っていることを申立人自身がタブレット端末を操作しながら確認している。
- (3) 申立人が行ったのは分割転換で、分割前契約の一部解約ではない。
- (4) 分割前契約は、保険法施行前の改正前商法下に締結された契約のため、保険料不可分の原則により未経過保険料の返還は要しない。
- (5) 本件では、「転換価格＝責任準備金＝解約返戻金」になる。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、分割転換手続時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、本件分割転換手続以前にも、分割転換制度を用いた保障見直しの提案をしていたが、申立人は、予定利率が下がり保険料が高くなるとの理由で提案を断っていた。こうした経緯を踏まえると、募集人は、保障見直しの提案をするに当たり、追加契約など分割転換によらない保障見直しも具体的に提案することが望ましいといえるが、募集人は、分割転換以外の保障見直しの方法を提案しなかった。